

# 国際経営学会（別府大学）会則

- 第一条 本会は「国際経営学会（別府大学）」と称し、事務所を別府大学国際経営学部国際経営学科に置く。
- 第二条 本会は、国際経営、会計・税務、観光経営に関する研究と発表を行うことを目的とする。
- 第三条 本会は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。
- 一、研究誌の発行
  - 二、学術研究会・シンポジウム・講演会・学会などの開催
  - 三、他の学術機関との交流
  - 四、その他必要な事業（ワークショップ、講習など）
- 第四条 本会は、以下の会員をもって構成する。
- 正会員 別府大学国際経営学部国際経営学科の教職員及び卒業生の有志
- 学生会員 別府大学国際経営学部国際経営学科の学生
- 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者
- 第五条 本会に以下の役員を置く。
- 会長 1名
- 運営委員 若干名
- 監事 2名
- 第六条 役員の仕事内容を以下の通り定める。
- 一、会長は本会を代表し、会務を統理する。
  - 二、運営委員は会長を補佐し、会務に関する諸般の事項を評議するとともに、研究誌の発行、事業の計画、会計、その他の業務を分掌する。なお、会長に支障があるときは会長の仕事を代行する。
  - 三、監事は、会の会計および業務を監査する。
- 第七条 役員の出選及び任期は以下の通り定める。
- 一、会長は役員が互選し、大会の承認を得る。
  - 二、運営委員は正会員の中で互選し、会長がこれを委嘱する。
  - 三、監事は、会員の中より運営委員が推挙し、大会において承認する。
  - 四、役員の仕事内容は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第八条 会員は、研究誌の配布を受け、本会が主催する会合に出席できる。
- 第九条 本会の経費は、会費、教育研究費及び寄付金その他収入による。
- 第十条 本会の入会金及び会費は、以下の通り定める。
- 一、入会金は、一千元とする。
  - 二、会費は、正会員・賛助会員が年額一万円、学生会員が年額一千元とする。
- 第十一条 本会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第十二条 年次大会は例年4月に会長が招集する。
- 第十三条 会長は運営委員と協議のうえ、臨時大会を招集することができる。
- 第十四条 年次大会、臨時大会は以下につき審議し、決定する。
- 一 会則に関する事
  - 二 会員に関する事
  - 三 役員の出選・任期に関する事
  - 四 予算に関する事
  - 五 会費に関する事
  - 六 事業に関する事

七 会計に関すること

八 その他大会が重要と認めること

第十五条 本会則の変更は、運営委員の発議に基づき、年次大会、臨時大会により決定する。

附

則 この会則は2009年4月1日より施行する。

附則 研究誌発行規定を以下の通り定める。

- 一、論文・レポート等に関する原稿・記事は原則として会員に限る。但し、運営委員会の認められた者はその限りではない。
- 二、研究誌に掲載する論文・レポート等のレフリーは、運営委員が決定する。
- 三、研究誌に掲載した論文・レポート等の機関紙への掲載に関する審査は、運営委員が行う。
- 四、研究誌の発行は原則として年2回行う。

附則 学術研究会規定を以下の通り定める。

- 一、本会の学生会員は、別府大学国際経営学部経営学科の教員を指導者とした学術研究会を編成し、研究活動を実施できる。
- 二、学術研究会は本会の役員による審査を経て、本会から研究費の補助を受けることがある。
- 三、学術研究会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 四、学術研究会は、終了する月末に当該学術研究会の活動報告及び会計報告をしなければならない